

## 正 誤

埼玉県告示第九百四十三号（令和五年九月一日第四百四十四号）中訂正

ページ 行

一 前から二から三

誤

埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号。以下「条例」という。）第四  
条第二号

正

埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号。以下「条例」という。）第五  
条第二号